

仙台厚生病院における感染対策の指針

1. 感染対策に関する基本的考え方

医療施設には感染症に罹患しやすい患者が多くみられ、また、医療従事者の針刺し切創などによる職業感染症など、これら医療関連感染に対する対策の確実な実施が求められている。そのためには、すべての医療従事者の標準予防策ならびに手指衛生をはじめとする基本的な感染対策の着実な遵守が重要である。

2. 感染対策のための委員会

- 感染対策に関する委員会としてICC (Infection Control Committee)を設置する。ICCは病院長を委員長とし、医療関連感染の発生防止、ならびに発生時の対応等感染対策に関する全般的事項を審議する。
- 当院の感染対策を担う部門として統合医療安全管理室感染対策部門をおき、感染対策活動の総責任者として感染管理者をおく。
- 感染対策の様々な課題について、職種横断的に解決しようという組織として、各職種からなるICT (Infection Control Team)をおき、感染対策活動の周知徹底、各部署での教育等を行う。
- 薬剤耐性 (AMR) の様々な課題について、系統的に対策を実施する組織として、各職種からなるAST (Antimicrobial Stewardship Team)をおき、感染症治療例にたいする専門的監視・介入・フィードバック等を系統的に実施するなど、適切な抗菌薬治療の支援を行う。

3. 感染対策のための従事者に対する研修に関する基本指針

- 統合医療安全管理室感染対策部門ならびにICTが中心となり、全職員を対象に具体的な立案・実践を行う。
- 感染対策に関する必要な知識・技能を維持向上できるように、年2回以上の講習会を実施する。
- ICTによる職場巡視、各部門の感染対策担当者による日々の活動を通じて、継続的な教育・啓発を実施する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本指針

- 統合医療安全管理室感染対策部門ならびにICTは感染対策実施のため、具体的な遵守事項を定めるマニュアルと対策を作成する。
- 統合医療安全管理室感染対策部門は、微生物検査情報などをもとに院内における感染症発生動向について把握し、ICTとともに機動的な感染対策を立案・実施する。

- 統合医療安全管理室感染対策部門は職員のワクチン接種など職業感染対策を積極的に推進するとともに、針刺し切創・体液曝露事例が発生した場合には、情報の収集ならびに感染防止に関する対応を行う。
- ICCは統合医療安全管理室感染対策部門およびICT活動について報告を受けるとともに、当院における最重要事項として対応する。

5.院内における感染症発生時の対応に関する基本指針

- 感染症の伝播ならびに集団感染事例が発生もしくは疑われる際には、第一に患者および職員の生命及び健康と安全を最優先に考え行動する。
- 患者ならびに家族への連絡・説明は速やかに、主治医もしくは当該科の上席医師が率直に事実を話すとともに、事実のみを客観的かつ正確に記録する。また患者ならびに家族への説明内容などについて詳細に記録する。
- 当該の状況について統合医療安全管理室感染対策部門へ報告する。感染対策部門はICTとともに情報の収集ならびに当面の対策について立案・実施し、病院長に報告する。
- 死亡又は重大な障害が発生した場合、またはその疑いがある場合には事務局長は病院長の指示を仰ぎ、速やかに所轄警察署・保健所に届出をし、報告を行う。
- 集団感染事例が発生した場合は、速やかに事故原因の究明、今後の対応策等を検討するため、調査委員会を院内に設置する。調査委員会はICCの構成員に、関係部署の所属長を加えて構成し、病院長が召集する。また必要に応じて、外部の専門家を加え、客観的な判断を加えることに努める。

6.患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

本指針はホームページに掲載するとともに、患者及びその家族等から閲覧の求めがあった場合はこれに応じるものとする。

7.その他の感染対策の推進のために必要な指針

感染対策マニュアルなど、その他の感染対策の推進のために必要な指針は、別途定める。

附則 本指針は平成14年4月1日をもって制定し、同日から適応する。

附則 平成19年 8月1日 改定

附則 平成30年 2月1日 改定